平成２４年（フ）第９２号
岐阜県羽島郡岐南町薬師寺２丁目31番地　ソフィアⅠ―202、開始決定時の住所岐阜県大垣市昭和１丁目52番地１
破産者　日比　友広
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４８２号
静岡県浜松市南区安松町61番地の11　レオパレス・トワ102号、前住所神奈川県三浦市南下浦町菊名1241番地
破産者　熊谷　克也
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
静岡県浜松市東区有玉北町358番地
破産者　木村　宣明
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６１４号
静岡県浜松市西区大平台３丁目32番18号　オーガスタＡ２―202号室
破産者　末　　義晴
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
愛知県豊橋市東田町字北臨済寺61番地　105
破産者　中村　紀子
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２２０号
愛知県蒲郡市府相町新井前712番地３、従前の住所愛知県蒲郡市中央本町14番８号
破産者　杉本精肉店こと　杉本　克平
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２５８号
滋賀県草津市平井５丁目３番14号、前住所滋賀県草津市平井５丁目３番11号
破産者　浅沼　克己
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８３号
滋賀県栗東市野尻521番地　103号
破産者　川野ふじ代（旧姓大橋）
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５２号
滋賀県守山市今浜町157番地４、前住所滋賀県甲賀市信楽町神山598番地１
破産者　吾章水産こと帰帆こと　村井　　悟
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４７号
京都府宇治市木幡中村24番地　メゾン・トワ701号、開始決定時の住所京都市伏見区深草大亀谷安信町92番地
破産者　北川　明正
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
奈良県天理市荒蒔町203番地
破産者　新田　石男
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０５号
岡山県岡山市北区伊福町３丁目19番11号、破産開始決定時の住所岡山県津山市久米川南1252番地１
破産者　各務　正哲
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第８０１号
広島市東区中山中町22番22号
破産者　池田トメコ
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６号
広島県呉市上長迫町４番６―203号、開始決定時の住所広島県呉市警固屋９丁目４番33号
破産者　見世　泰章
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６３号
福岡県大川市大字郷原629番地１
破産者　吉本　路春
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
長崎県長崎市上銭座町13番31号
破産者　入江　繁司
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１３号
熊本県合志市須屋1458番地111、前住所熊本県合志市栄3792番地128
破産者　東　　洋薫
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９７号
熊本県八代市妙見町2394番地２
破産者　上森　絹子
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部